

# 居宅介護支援サービス 重要事項説明書

社会福祉法人 自靖会

居宅介護支援事業所 あい



# 居宅介護支援サービス重要事項説明書

## 1. 居宅支援事業所の特徴等

### (1) 運営の方針

- ① 事業所の介護支援専門員等は、お客様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、そのお客様が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、お客様の立場にたって援助を行います。
- ② 居宅介護支援の実施にあたっては、お客様の意思及び人格を尊重し、お客様の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な立場でサービスを調整します。
- ③ 居宅介護支援の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### (2) 居宅介護支援の実施概要

- ① お客様及びご家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 指定居宅サービス事業所等に関するサービス内容、利用料等の情報を提供し、お客様にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、お客様から書面による同意を受けます。
- ⑤ その他の居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。
- ⑥ お客様及びそのご家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ⑦ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業所との連絡調整を行います。
- ⑧ お客様の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画変更の支援等の必要な対応をします。
- ⑨ お客様が介護保険施設への入所又は医療機関等への入院を希望した場合、お客様に介護保険施設等の紹介その他の支援をします。
- ⑩ お客様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所とお客様双方の合意をもって居宅サービス計画の変更をします。

### (3) 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者やその家族に対して、利用者を居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能となります。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由も求める事ができます。

### (4) 医療と介護の連携の強化

- ①入院時における医療機関と連携を促進する観点から、入院時に担当の介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供いただけるようお願い致します。
- ②利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求める事とされており、この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付致します。
- ③サービス事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング時に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報提供を行います。

## 2. 居宅支援事業所の概要等

### (1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 あい
所在地	東京都江戸区鹿骨4-3-13
電話番号	03-6638-9900
指定事業所番号	1372311488
サービス提供地域	江戸川区以外の地域は応相談

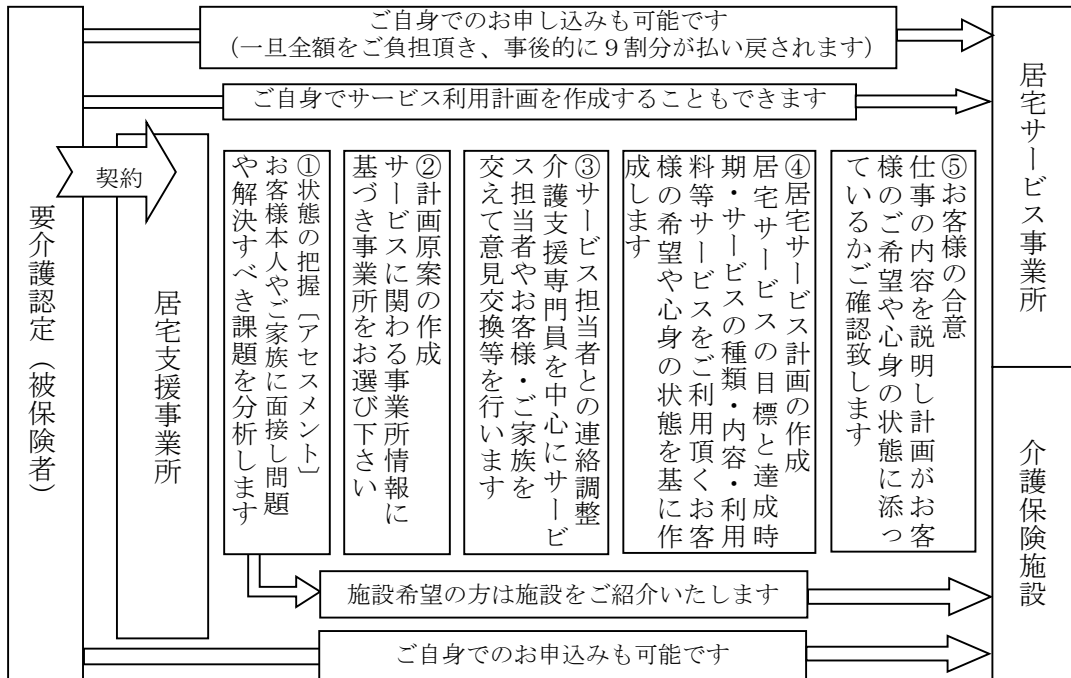
### (2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計	備考
管理者	1人	—	1人	兼務
介護支援専門員	2人以上	人	2人以上	専従
事務職員	人	人	人	
担当居宅介護支援専門員				

### (3) 事業所の営業日と営業時間

- ①営業日 : 月曜日～金曜日  
(祝祭日、12月30日～1月3日は休業)
- ②営業時間 : 月曜日～金曜日 8:30～17:30  
注) 営業日及び営業時間外であってもサービスの提供を行う場合があります。

3. 提供サービス（居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの内容）



一割のご負担でご利用いただけます  
 （別途諸費用が必要な場合があります）

#### 4. 利用料金

##### (1) 利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

注) 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合、厚生労働大臣の定める介護報酬告示上の金額をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市区町村の窓口に出すと差額の払い戻しを受ける事が出来ます。

介護度1・2の場合 12,380円

介護度3・4・5の場合 16,085円

利用開始月は、医療機関からの退院時・介護保険施設等からの退所時は、初回加算として 別途 3,420円

又は要介護度区分が2段階以上変更となった最初の月に、3,420円が加算されます。

特定事業所加算(Ⅰ) 5,916円

特定事業所加算(Ⅱ) 4,799円

特定事業所加算(Ⅲ) 3,682円

特定事業所医療介護連携加算 1,425円

入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,850円

入院時情報連携加算(Ⅱ) 2,280円

退院・退所加算(Ⅰ)イ 5,130円

退院・退所加算(Ⅰ)ロ 6,840円

退院・退所加算(Ⅱ)イ 6,840円

退院・退所加算(Ⅱ)ロ 8,550円

退院・退所加算(Ⅲ) 10,260円

ターミナルケアマネジメント加算 4,560円

通院時情報連携加算 570円

介護予防支援費(Ⅰ) 5,038円

介護予防支援費(Ⅱ) 5,380円

※公示基準額は3年ごとに改定されます。変更の都度お知らせします。

##### (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料となります。それ以外の地域の方は交通費がかかります。その実費とは、本事業所とお客様宅までの標準的な訪問経路の区間で、サービス提供区間での交通機関利用実費となります。

##### (3) 解約料

契約後、居宅サービス計画の作成段階において、お客様の都合により解約した場合であっても、解約料はかかりません。

(4) その他の料金

要介護認定に伴う申請代行業務にかかる下記の実費については、お客様の負担とさせていただきます。

- ① 申請代行時の書類作成に伴う公的機関からの証明書等の取得にかかる費用。
- ② かかりつけ医から診断書等を取得する費用。

(5) お支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、本事業所が定める期日までにお支払下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、銀行振り込み・現金払いの2通りの中から選ぶことができます。

5. サービスに関する相談・苦情窓口等

居宅介護支援についてのご相談や苦情、居宅サービス計画に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。

サービス事業所の相談窓口

電話番号	03-6638-9900
相談受付時間	8時30分～17時30分（休業日を除く）
相談窓口担当者	馬上 英樹

サービス事業所以外の相談窓口

市区町村	受付窓口	江戸川区介護保険課事業者調整係
	電話番号	03-5662-0032
東京都国民健康保険 団体連合会	受付窓口	介護保険部相談指導課
	電話番号	03-5326-0878

## 苦情処理体制について

当事業所に対する苦情は面接、電話、書面により苦情受付担当者が受け付けます。

なお、保険者、公的団体の窓口で直接苦情を申し出ることもできます。

### (1) 苦情処理の体制及び手順

①提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(前項に記す相談窓口のとおり)

②相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・苦情があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し状況の聞き取りや苦情の確認を行う。
- ・管理者は介護支援専門員に事実の確認を行う。
- ・相談担当者は把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- ・対応内容に基づき必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。
- ・内容、経緯、対応までの流れを「相談・苦情申立書」に記入し全職員に回覧し再発防止を図る。

## 6. 虐待防止のための処置

利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める。

虐待防止担当者：馬上 英樹

## 7. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む。

## 8. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等取り組む。

## 9. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的で開催するなどの措置を講じる。

## 10. オンラインツール等を活用した会議の開催

利用者またはその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとする。

その際、個人情報の適切な取り扱いに留意する。

#### 1.1. 介護情報公表制度におけるの公表

ケアマネジメントの公正中立性の観点から利用者及び家族に説明を行うとともに、介護情報公表制度におけるの公表を行う。

- (1) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
- (2) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合。

#### 1.2. 看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅支援の基本報酬を算定できる。

#### 1.3. 電磁的記録について

利用者及び家族等の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は書面で行うことが規定されているまたは想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するもの）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、書面の作成、保存等を電磁的方法によることができる。

- (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等を持って調製する方法。
- (2) 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルまたは磁気ディスクをもって調製するファイルにより保存する方法。
- (3) 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルまたは磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法。

#### 1.4. 第三者評価の実施状況 (有・無)

## 6. 居宅介護事業所法人の概要

- 1 法人名 : 社会福祉法人 自靖会
- 2 法人所在地 : 東京都江戸川区鹿骨4-3-13
- 3 電話番号 : 03-6638-9900
- 4 代表者氏名 : 理事長 井口 愛
- 5 定款の目的に定めた事業 : 特別養護老人ホーム いずみ  
重度心身障がい者生活介護 ファミージュ  
就労支援B型事業所 ナチュラル  
居宅介護支援事業所 あい
- 6 事業所数 : 特別養護老人ホーム 1  
重度心身障がい者生活介護 1  
就労支援B型事業所 1  
居宅介護支援事業所 1

令和 年 月 日

なお、本書は、2部作成して双方1部ずつ保管します。

令和            年            月            日

以上、居宅介護支援サービス提供にあたり、上記の通り重要事項の説明をしました。

事業所 事業所住所 東京都江戸川区鹿骨4-3-13  
事業所名称 居宅介護支援事業所 あい

管理者 馬上 英樹 \_\_\_\_\_

説明者 \_\_\_\_\_

私は、契約書及び本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 個人情報利用目的

居宅介護支援事業所あいでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔居宅介護支援事業所 あい内部での利用目的〕

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業所等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 居宅介護支援事業所 あいが利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
  - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業所等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 介護保険サービスの利用の為の区市町村へ情報提供をする場合
- ・ 適切な医療の為医療機関等への情報提供をする場合

## 個人情報の利用目的についての承諾書

在宅総合支援センターせせらぎを利用するにあたり、個人情報の利用目的について<別紙>個人情報利用目的を受領し、これらの内容に関して担当者より説明受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

居宅介護支援事業所 あい

管理者 馬上 英樹 殿

<利用者>

住 所

---

氏 名

---

<家族>

住 所

---

氏 名

---



# 居宅介護支援契約書

社会福祉法人 自靖会

居宅介護支援事業所 あい



## 居宅介護支援契約書

\_\_\_\_\_様（以下「お客様」といいます。）と居宅介護支援事業所 あい（以下「事業所」といいます。）は、事業所が、お客様に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

### （契約の目的）

第1条 事業所は、お客様の委託を受けて、お客様に対し介護保険法令の趣旨に従って居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業所との連絡調整その他の便宜を図ります。

### （契約期間）

第2条 この契約の契約期間は 令和 年 月 日からお客様の要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」といいます。）の有効期間満了日までとします。  
2 契約満了日の10日前までに、お客様から事業所に対して、書面による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

### （介護支援専門員）

第3条 事業所は、介護保険法に定める介護支援専門員をお客様へのサービス担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、お客様にその氏名を【契約事項の変更・追補の覚書】によって書面で通知します。

### （居宅サービス計画作成の支援）

第4条 事業所は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① お客様の居宅を訪問し又は事業所において、お客様及びご家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正にお客様及びそのご家族に提供し、お客様にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等についてお客様及びそのご家族に説明し、お客様から書面による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察・再評価)

第5条 事業所は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① お客様及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目的に沿ってサービスが提供されるように指定居宅サービス事業所等との連絡調整を行います。
- ③ お客様の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

(施設入所への支援)

第6条 事業所は、お客様がその居宅にて日常生活を営むのが困難と認める場合、お客様が介護保険施設へ入所を希望した場合、お客様に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 お客様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所とお客様双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業所は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条 事業所は、お客様が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるようお客様を援助します。

- 2 事業所は、お客様が希望する場合は、要介護認定等の申請をお客様に代わって行います。

(サービス提供の記録)

第10条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。

- 2 お客様は、事業所の営業時間内にその事業所にて、当該お客様に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 お客様は、当該お客様に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受ける事が出来ます。

- 4 第12条第1項から第3項の規定により、お客様又は事業所が解約を書面で通知し、かつ、お客様が希望した場合、事業所は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、お客様に交付します。

(料金)

第11条 事業所が、提供する居宅介護支援に対する料金規定は「契約書別紙」のとおりです。

(契約の終了)

第12条 お客様は、事業所に対し書面で通知することにより、いつでもこの契約を解約することが出来ます。

- 2 事業所は、やむをえない事情がある場合、お客様に対して、1ヵ月間の予告期間において理由を示した書面で通知することにより、この契約を解約することが出来ます。この場合、事業所は当該地区の他の指定居宅介護支援事業所に関する情報をお客様に提供します。

- 3 事業所は、お客様又はそのご家族が事業所や介護支援専門員に対して、違法行為や社会通念を逸脱する行為を行うなど、契約を継続しがたい重要な事情が認められる場合、書面で通知することにより、直ちにこの契約を解約することが出来ます。

- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します

(ア) お客様が介護保険施設に長期入所又は入院した場合

※但し、介護保険施設入所の場合であっても、期間が短期間で継続的に入・退所を繰り返す場合、略式の【契約事項の変更・追補の覚書】を作成することで、再契約手続きに変えさせていただきます。

(イ) お客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

(ウ) お客様の要介護認定区分が、要支援1、2と認定された場合

(エ) お客様の所在が2週間以上不明になった場合

(オ) お客様が死亡した場合

(秘密保持)

第13条 事業所、介護支援専門員及び事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得たお客様及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業所は、お客様から予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、お客様の個人情報を用いません。

- 3 事業所は、お客様のご家族から予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該ご家族の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第14条 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由によりお客様の生命・身体・財産に害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(中立義務)

第15条 事業所は、お客様から委託された業務を行うに当たっては、お客様に提供される居宅サービスが特定の種類のみに偏することのないよう、又は特定の居宅サービス事業所等による居宅サービスを利用するようお客様を誘導し、又はお客様に指示すること等により特定の居宅サービス事業所を有利に扱うことのないように公正中立に行います。

(身分証携行義務)

第16条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びお客様やお客様のご家族からの提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第17条 事業所は、お客様からの相談、苦情に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関するお客様の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

(善管注意義務)

第18条 事業所は、お客様より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善意をもってその業務を遂行します。

(お客様代理)

第19条 お客様は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行が困難なときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

(本契約に定めない事項)

第20条 お客様と事業所は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第21条 お客様と事業所は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、お客様の住所地を管轄する第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証する為、本書2部を作成し、お客様、事業所が署名の上、1部ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業所 所在地 東京都江戸川区鹿骨四丁目3-3  
名 称 社会福祉法人 自靖会  
居宅介護支援事業所 あい  
(事業所番号 1372311488)  
管理者 馬上 英樹

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 契 約 書 別 紙

利用料金については、令和6年4月1日改訂された公示基準額により定めます  
今後も3年ごとに改定される公示基準額により変更致します

### (1) 利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

注) 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合、厚生労働大臣の定める介護報酬告示上の金額をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市区町村の窓口に出すと差額の払い戻しを受ける事が出来ます。

介護度1・2の場合 12,380円

介護度3・4・5の場合 16,085円

利用開始月、医療機関からの退院時・介護保険施設等からの退所時は初回加算として 別途 3,420円

又は要介護度区分が2段階以上変更となった最初の月に、3,420円が加算されます

特定事業所加算 (I)	5,916円
特定事業所加算 (II)	4,799円
特定事業所加算 (III)	3,682円
特定事業所医療介護連携加算	1,425円
入院時情報連携加算 (I)	2,850円
入院時情報提携加算 (II)	2,280円
退院・退所加算 (I) イ	5,130円
退院・退所加算 (I) ロ	6,840円
退院・退所加算 (II) イ	6,840円
退院・退所加算 (II) ロ	8,550円
退院・退所加算 (III)	10,260円
ターミナルケアマネジメント加算	4,560円
通院時情報連携加算	570円
介護予防支援費 (I)	5,038円
介護予防支援費 (II)	5,380円

(2) 交通費

前期2の①のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料となります。それ以外の地域の方は交通費がかかります。その実費とは、本事業所とお客様宅までの標準的な訪問経路の区間で、サービス提供区間での交通機関利用実費となります。

(3) 解約料

契約後、居宅サービス計画の作成段階において、お客様の都合により解約した場合であっても、解約料はかかりません。

(4) その他の料金

要介護認定に伴う申請代行業務にかかる下記の実費については、お客様の負担とさせていただきます。

- ① 申請代行時の書類作成に伴う公的機関からの証明書等の取得にかかる費用。
- ② かかりつけ医から診断書等を取得する費用。

(5) お支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、本事業所が定める期日までにお支払下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、銀行振り込み・現金払いの2通りの中から選ぶことができます。



